

横浜市建築基準条例第3条の2第5項の規定に基づく許可基準

1 趣旨

横浜市建築基準条例第3条の2第5項に基づき、市長が建築物の構造又は配置により安全上支障がないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。

2 適用対象及び許可条件

次のいずれかの要件に該当するものについて、許可を行うものとする。

- (1) 建築物及び急傾斜地を含めた構造計画（土質調査・急傾斜地の地盤の安定計算・建築物の構造計算等）により安全上支障がないと認めた場合。
- (2) その他建築物の構造または配置により安全上支障がないと認めた場合。

附則（施行期日）

この基準は平成22年7月1日から実施する。

改正 この基準は平成29年4月1日から実施する。